

大学院科目等履修生規程

規定第528号

一部改正 1996年 4月 1日 2005年 4月 1日
2011年 4月 1日 2013年 4月 1日
2016年 4月 1日

(根拠)

第1条 本大学院学則で規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、本大学院学則で示す修士課程の入学資格に適合する者とする。

(申請手続)

第3条 科目等履修生として入学を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履修願
- (2) 履修生有資格証明書及びこれに伴う成績証明書
- (3) 住民票
- (4) 身元保証書(外国人留学生のみ)

(入学許可)

第4条 前条の手続者については、正規学生の授業に支障のない範囲で授業担当者の承認及び研究科教授会の議を経て、研究科長が入学を許可する。ただし、正規学生の登録がある修士課程授業科目に限る。

(時期と期間)

第5条 科目等履修生の入学時期は、通年科目及び春学期開講科目については、毎学年のはじめとし、秋学期開講科目については、学期のはじめとする。また、その期間は当該年度とする。ただし、継続を認めることができる。その場合は、前2条を適用する。

(履修制限)

第6条 科目等履修生の履修科目の単位は、1年を通じて12単位を超えることはできない。

(履修料等)

第7条 科目等履修生は、別に定める履修料等を納入しなければならない。

(単位の認定)

第8条 科目等履修生は、履修した科目につき試験を受けることができる。試験に合格したときは、授業科目(単位)として認定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、1995年4月1日から施行する。
- 2 大学院科目等履修生規程の制定に伴い、大学院聴講生規程(規定第443号)を1995年3月31日付で廃止する。
- 3 1996年4月1日、第1条、第2条、第4条、第5条、第7条、第8条を変更
- 4 この規程は、2005年4月1日から第2条及び第4条を改正し、施行する。
- 5 大学院学則の改正に伴い、この規程の第1条、第2条、第5条及び付則2を改正し、2011年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、第1条、第2条及び第5条を一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、第3条を一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、第9条を一部改正し、2016年4月1日から施行する。